

平成28年2月5日
生活文化部

世田谷区区民健康村の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成29年4月からの世田谷区区民健康村の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区区民健康村の指定期間が平成29年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区区民健康村条例に基づき、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区民健康村 富士山ビレジ
世田谷区民健康村 中野ビレジ
- (2) 所在地 群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地(富士山ビレジ)
群馬県利根郡川場村大字中野626番地(中野ビレジ)
- (3) 現在の指定管理者 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- (4) 現在の指定期間 5年間(平成24年4月1日～平成29年3月31日)

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

現在の株式会社世田谷川場ふるさと公社は平成18年度より指定管理者として、世田谷区と川場村との交流事業の牽引役を担うとともに利用者サービスの向上に努め、着実に実績を上げてきている。また、各種交流事業と施設管理を一体的に行うことのメリットが大きいことから、指定管理者制度を継続する。

4. 指定期間

5年間(平成29年4月1日～平成34年3月31日)

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 選定方法

世田谷区区民健康村条例第16条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で選定方法を決定し、適格性の審査を行う。

(2) 特別の事情について

『指定管理者制度運用に係る指針』第5の3「特別の事情」の「(2)施設の設置目的を達成するために、団体の専門性や地域との連携等指定管理者が客観的に特定される場合」及び「(4)現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合」に該当する。

【理由】

世田谷区区民健康村施設は、「区民健康村相互協力に関する協定(縁組協定)」に基づく理念を発展、継承するために、世田谷区と川場村の両自治体及び両住民の交

流の活動拠点として設置されている。このため、効果的・効率的な施設管理を行うには専門的な知識、経験、技術を有していることが必要となる。また、事業企画、運営面においても地域の特性を存分に活用したのもも多く、地元地域との密接な関係を構築し運営することが欠かせない。

現在の株式会社世田谷川場ふるさと公社は、昭和61年4月の区民健康村施設開村に併せ世田谷区と川場村が共同出資した会社であり、両自治体、両住民及び関係機関の橋渡し役として、地域に根ざした事業展開並びに運営を行うとともに利用者サービスの向上に努め、単なる宿泊保養施設の管理に止まらず、交流事業である里山自然学校運営の中核的存在として着実な実績を上げている。

6．審査体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、要綱に基づき、世田谷区区民健康村指定管理者選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌

審査基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）5名 区職員3名とする。

7．選定基準

世田谷区区民健康村条例第16条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき評価項目を設け、選定委員会において申請者から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を審査し、総合的な評価を行い指定管理者の候補者を選定する。

(1) 区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。

(2) 区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8．今後のスケジュール

平成28年	4月	区民生活常任委員会報告（選定方法）
	5月～7月	選定期間（適格性審査）
	8月	政策会議（選定結果）
	9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成29年	4月1日	次期指定管理者による管理の開始